



P F I

アニュアルレポート
(概要版)

平成17年度
内閣府

全体の構成

第1章 PFIの概要

- 1 - 1 PFI導入の経緯
- 1 - 2 PFIの基本的考え方
 - 1 - 2 - 1 PFIの目的・効果
 - 1 - 2 - 2 PFIの主要な特色
 - 1 - 2 - 3 PFIの対象施設
- 1 - 3 PFIの事業スキーム
 - 1 - 3 - 1 事業スキーム・事業類型
- 1 - 4 我が国におけるPFI制度、支援措置等の概要
 - 1 - 4 - 1 制度の枠組み
 - 1 - 4 - 2 支援措置等
 - 1 - 4 - 3 事業者選定方式
 - 1 - 4 - 4 国等、地方公共団体の推進体制

PFI導入の経緯、制度の概要について説明

第2章 我が国におけるPFIの現況

- 2 - 1 PFI事業の実施状況
 - 2 - 1 - 1 実施方針公表済み事業全体の傾向
 - 2 - 1 - 2 アンケート調査で回答のあった195事業を対象とした分析
- 2 - 2 PFI手法の導入事例

公表資料（平成17年度末）、アンケート結果（平成18年1月末日）をもとに、我が国のPFIの現況について説明

第3章 我が国のPFIの課題と今後に向けて

- 3 - 1 我が国のPFIの課題
 - 3 - 1 - 1 着実に進捗するPFI事業
 - 3 - 1 - 2 事業の進捗に伴う課題の発生
- 3 - 2 今後に向けて
 - 3 - 2 - 1 改築更新、維持管理需要の増大への対応
 - 3 - 2 - 2 地方分権等の動きに即した対応

第2章の分析の結果およびPFI推進委員会等の議論を踏まえ、事業の進捗に伴う課題等について説明

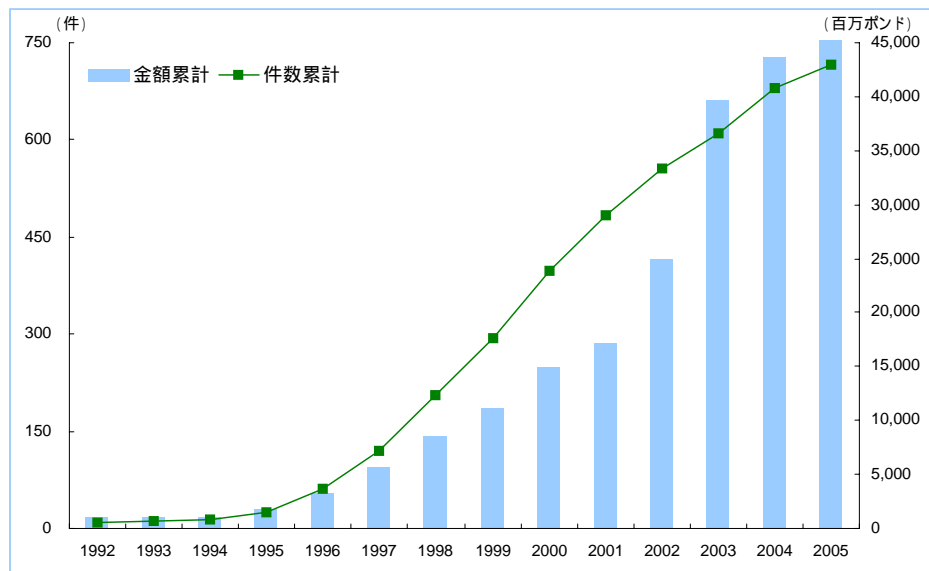
1 - 1 P F I 導入の経緯

P F I は英国・保守党政権において公共投資の水準維持と単年度の財政赤字削減を図るために 1 9 9 2 年に導入され、1 9 9 7 年に発足した労働党政権にも引き継がれ、標準契約書の整備等の改善が行われた。この前後から P F I 事業は飛躍的に増大している。

我が国では平成 8 年以降、財政再建の手法として検討が行われ、平成 1 1 年に P F I 法が成立・施行された。

以降、P F I 推進委員会や関係省庁連絡会議等の設置による体制面の整備に加え、基本方針や5つのガイドラインの策定・公表、二度にわたる P F I 法の改正等、制度の充実、拡充が図られ、今日に至っている。

英国 P F I の事業数推移



(注) 英国財務省の公表データを基に作成

我が国の P F I に関するこれまでの経緯

平成 11 (1999) 年	7 月	PFI 法成立
	8 月	総理府内政審議室に PFI 推進室設置 PFI 関係省庁連絡会議設置
	9 月	PFI 法施行
平成 12 (2000) 年	10 月	PFI 推進委員会設置
	3 月	PFI 法第 4 条に基づき内閣総理大臣が「基本方針」を策定・公表
平成 13 (2001) 年	1 月	中央省庁再編 (PFI 推進室が内閣府に移行) 「PFI 事業実施プロセスに関するガイドライン」 「PFI 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」
	7 月	「VFM (Value For Money) に関するガイドライン」
	12 月	PFI 法改正法成立・施行 (一部改正)
	6 月	「契約に関するガイドライン」 「モニタリングに関するガイドライン」
平成 15 (2003) 年	6 月	「PFI 推進委員会中間報告 - PFI のさらなる展開に向けて - 」公表
平成 16 (2004) 年	6 月	
平成 17 (2005) 年	8 月	PFI 法改正法成立・施行 (一部改正)

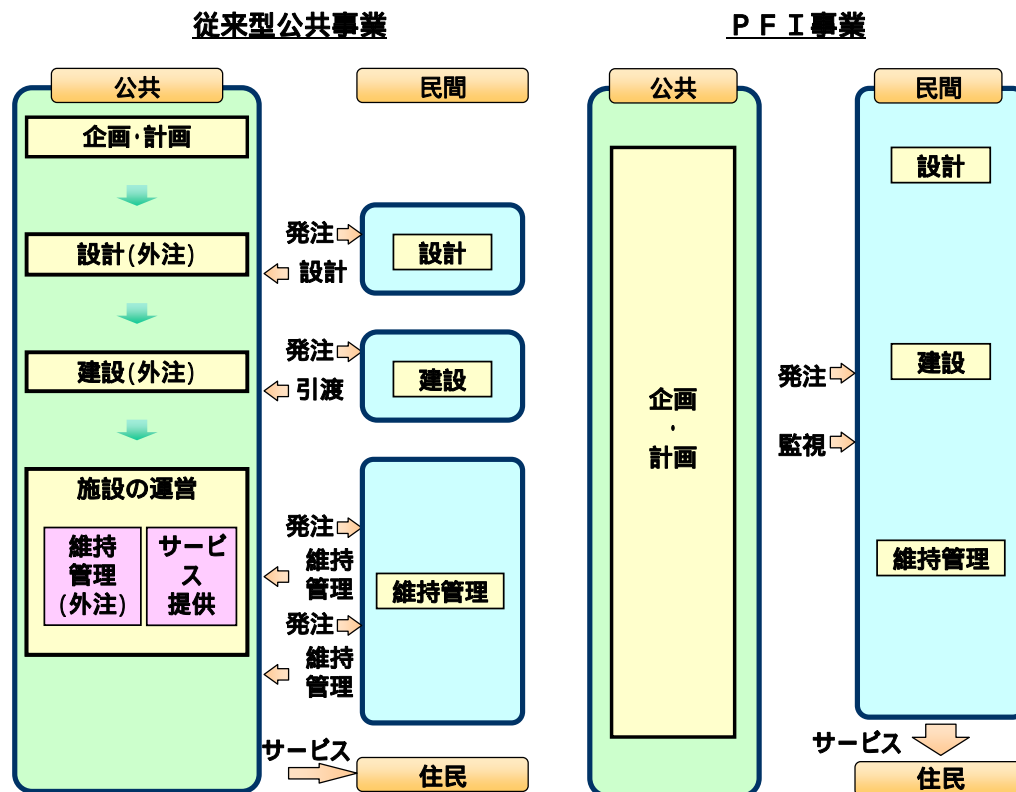
1 - 2 P F I の基本的考え方

P F Iの目的は、公共施設等の建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、効率的かつ効果的な社会資本整備を図ることにある。

P F Iの主要な特色は、一括発注（包括発注）、長期契約と性能発注、「V F M」による評価、官民間での適切な責任及びリスクの分担の3点にある。

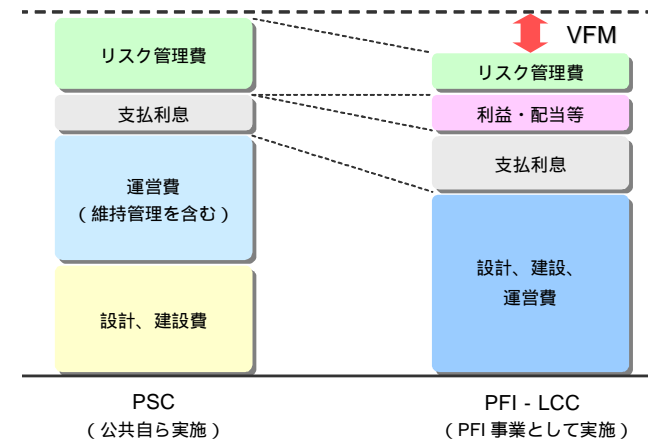
P F Iの対象施設は、従来公共部門が自ら整備・運営してきた公共施設等が概ね対象となっている。

P F I 事業と従来手法の比較

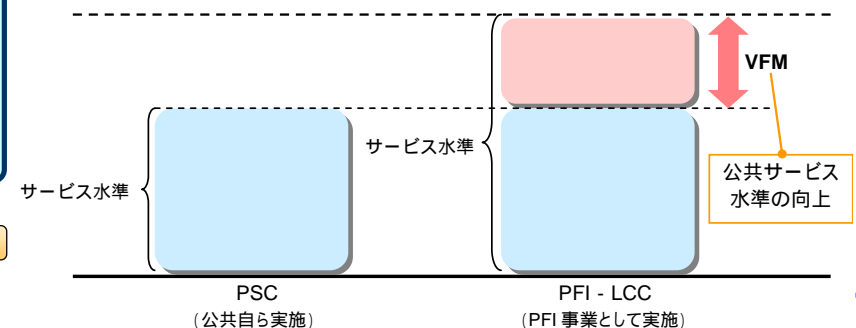


Value for Moneyの算定

同一の公共サービスの提供水準下で評価する場合



PSCとPFI事業のLCCが等しい前提下で評価する場合



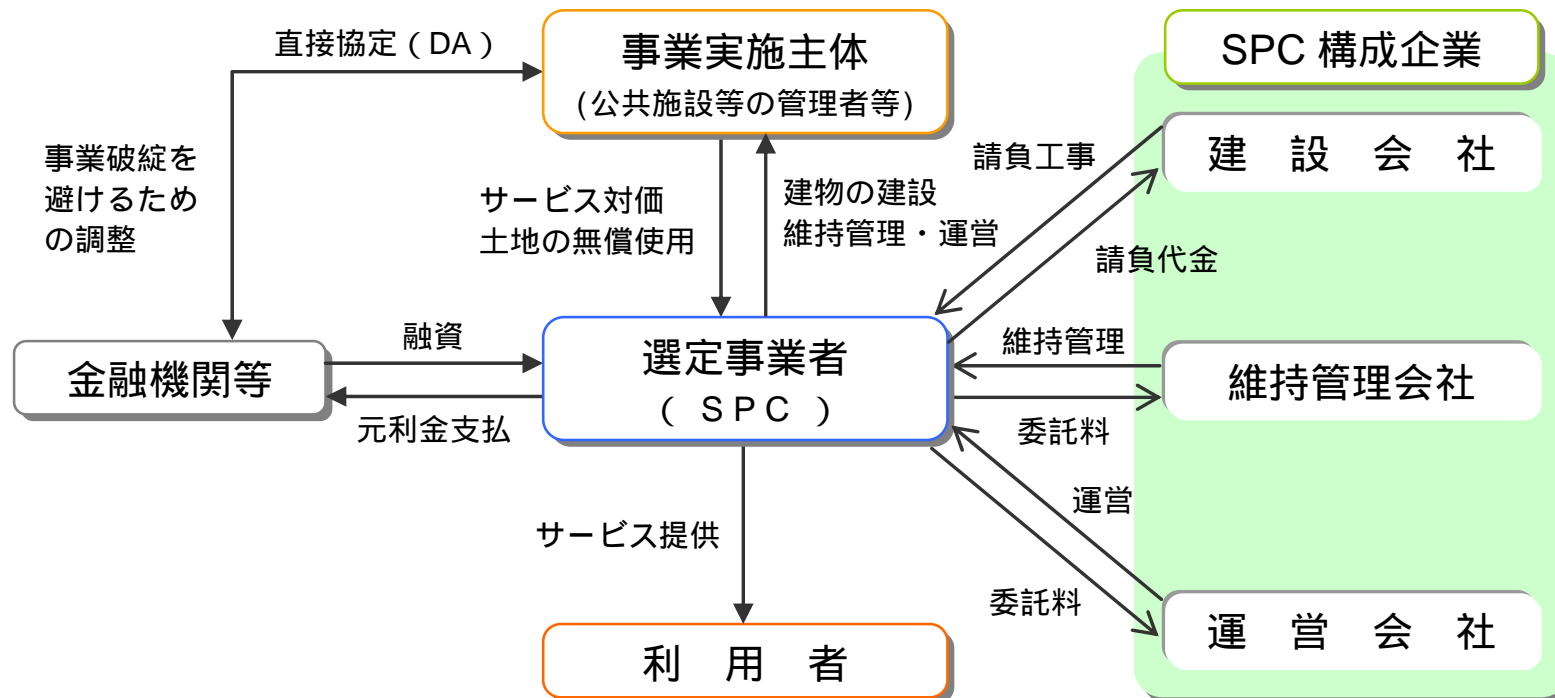
1 - 3 P F I の事業スキーム

P F I 事業では、公共施設等の管理者等と、建設会社・維持管理会社等が出資して設立する S P C（特別目的会社）との契約により行われるのが一般的である。

P F I 施設の所有形態別の類型は、事業期間中の施設の所有権や事業内容等により、B T O 方式、B O T 方式、B O O 方式、R O 方式、O 方式等に分類される。

P F I の事業類型は、官民の関わり方や選定事業者の収入の源泉等の違いにより、サービス購入型、いわゆる独立採算型、混合型（サービス購入型といわゆる独立採算型をあわせた形態）に分類される。

P F I の一般的な事業スキーム

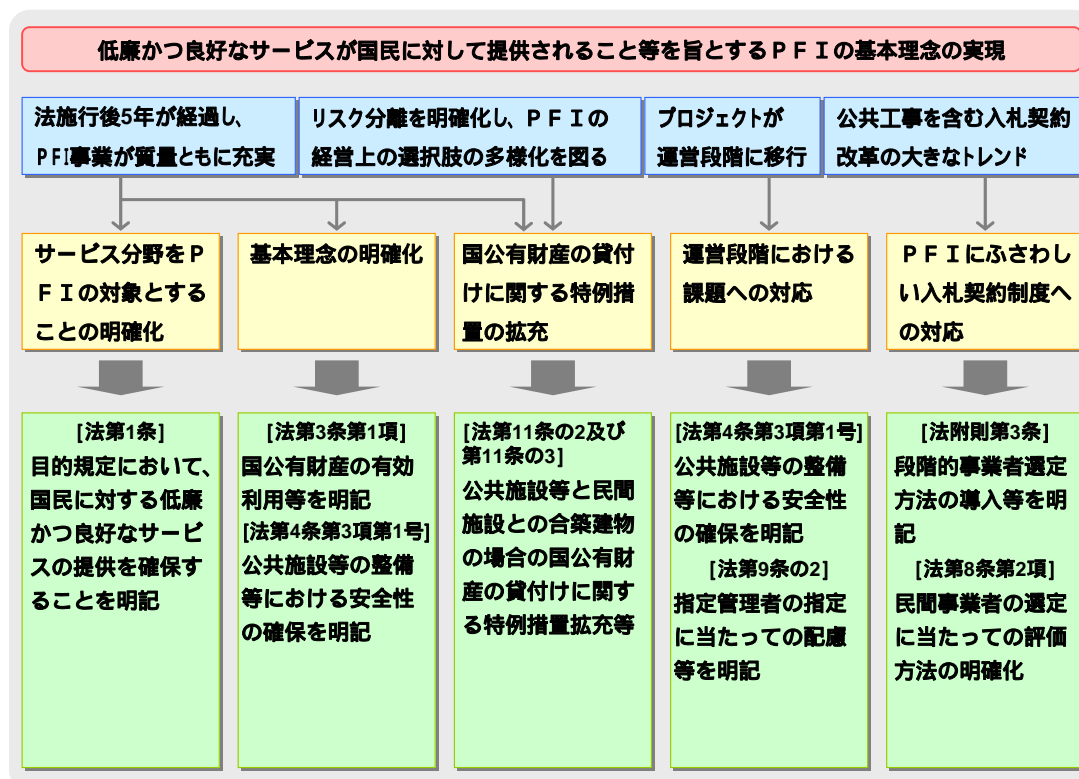


1 - 4 我が国におけるPFI制度、支援措置等の概要

PFIの一層の促進を図るため、PFI法の改正や基本方針の策定、PFI事業実施における実務上の指針として5つのガイドライン策定等が行われてきた。また、税制・補助制度上の特例措置として、一定の要件を満たすものに対する固定資産税等の特例措置や、国庫補助金等のイコールフットイングが図られてきた。

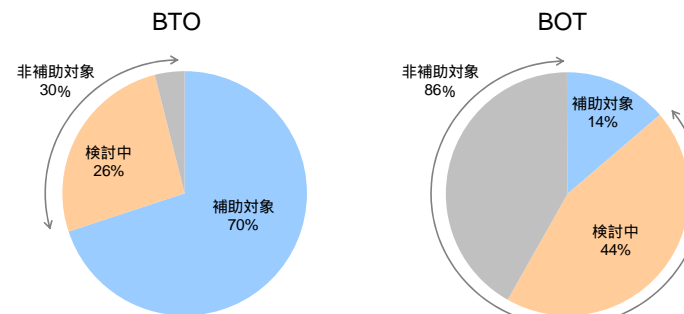
各府省等は、事業実施主体（公共施設等の管理者等）として自らPFI事業の実施を行う一方、地方公共団体のPFI事業実施における助言等を行っている。地方公共団体の中には、独自の推進体制や基本方針、マニュアル等を作成しPFI導入の推進を行っているものもある。

平成17（2005）年8月のPFI法改正

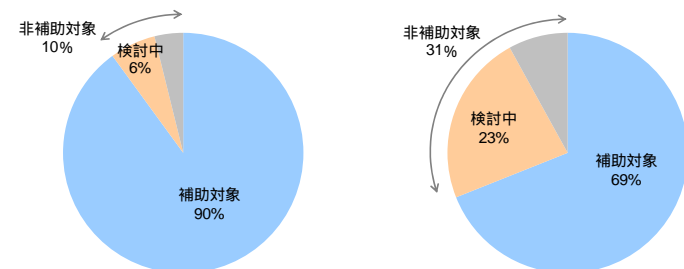


補助金のイコールフットイング

平成14年9月



平成17年3月



2 - 1 P F I 事業の実施状況

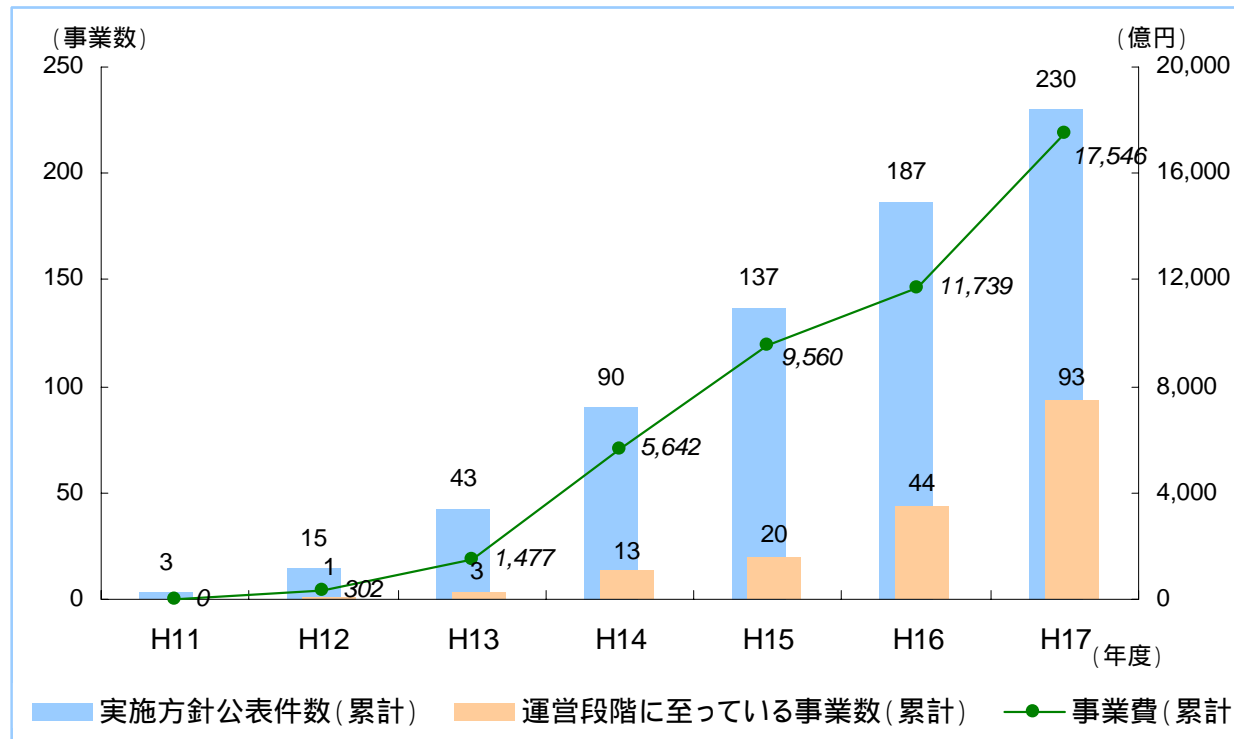
(1) P F I 事業数と事業費累計

我が国の P F I 事業の実施状況を把握するために、平成 1 7 年度末の公表資料に基づき整理するとともに、平成 1 8 (2 0 0 6) 年 1 月末日までに、実施方針を公表した 2 2 8 事業の事業実施主体 (公共施設等の管理者等) にアンケート調査を実施した (うち 1 9 5 事業から回答を回収 (回収率 8 5 . 5 %)) 。

実施方針を公表済みの P F I 事業数は年々増加し、平成 1 7 年度末で 2 3 0 件にのぼり、事業費も 1 . 8 兆円に至っている。

近年は年間 4 0 ~ 5 0 件の事業数の増加がみられ、運営段階に至っている事業も 9 3 事業に達している。

事業数 (実施方針公表数) 及び事業費の推移 (累計)



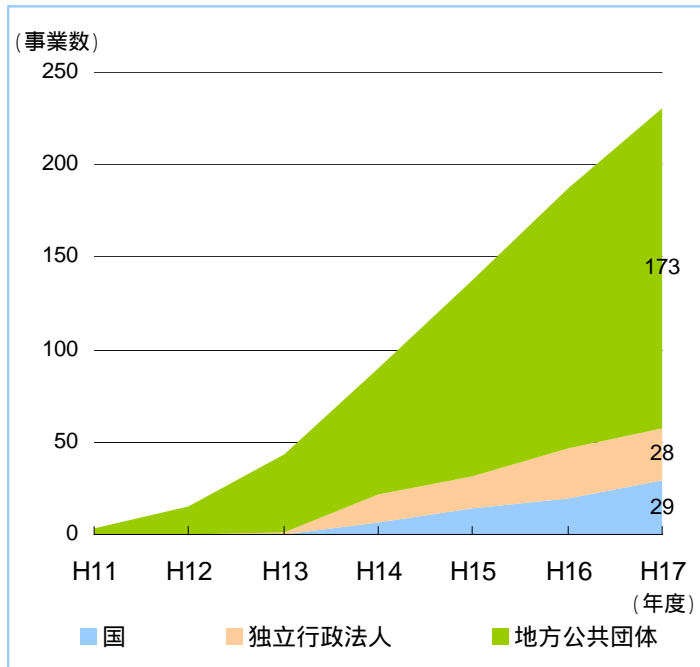
2 - 1 P F I 事業の実施状況

(2) 事業実施主体（公共施設等の管理者等）別の事業数

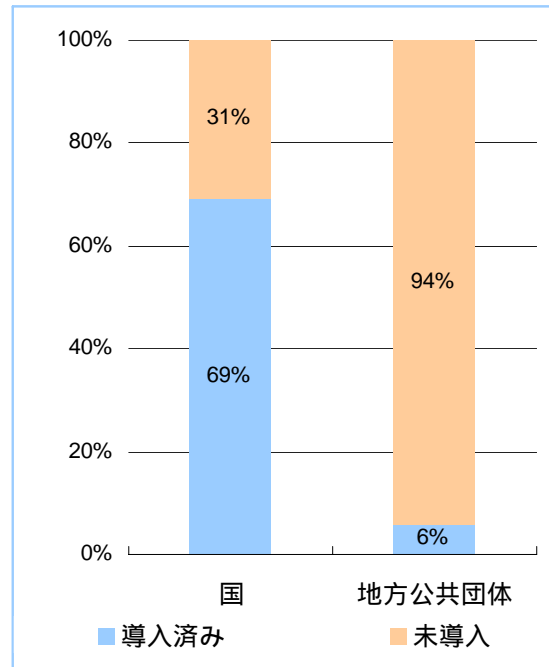
事業実施主体（公共施設等の管理者等）については、国等57事業、地方公共団体173事業が実施されており、着実に浸透してきている。

一方、複数の事業で P F I 手法を採用した、いわゆる P F I 手法のリピーターとなっている事業実施主体（公共施設等の管理者等）も存在するが、その数は P F I を導入した全事業実施主体（公共施設等の管理者等）のうち 25% にすぎず、ノウハウが一部に偏在している状況が窺われる。

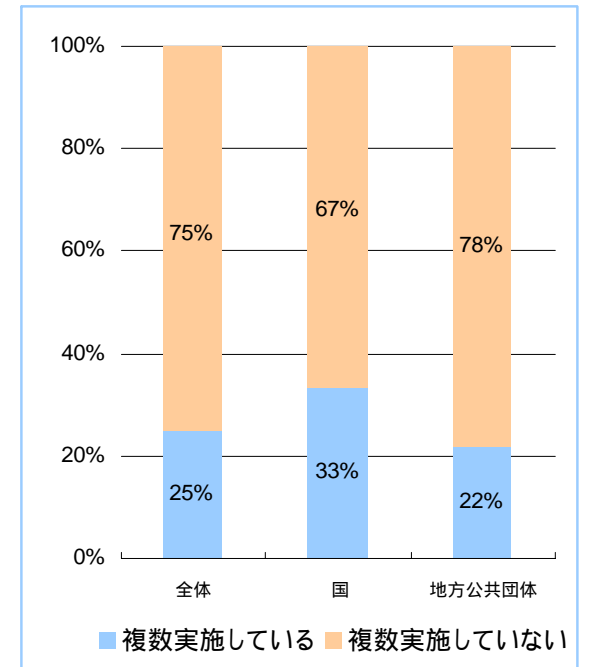
事業実施主体（公共施設等の管理者等）（国、独立行政法人、地方公共団体）別事業数の推移（累計）



事業実施主体（公共施設等の管理者等）別導入割合



複数の P F I 事業を実施している事業実施主体（公共施設等の管理者等）の割合



(注) 複数の事業実施主体（公共施設等の管理者等）による共管事業は、それぞれの事業実施主体の区分に計上している 8

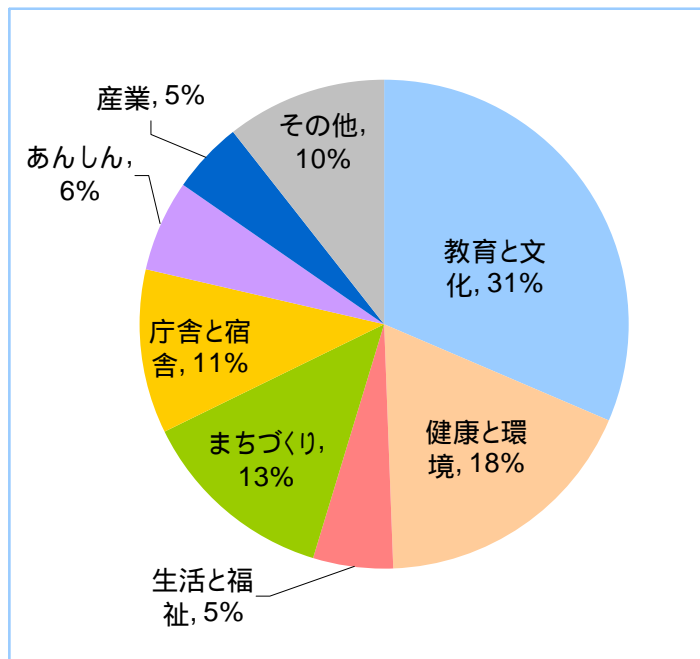
2 - 1 P F I 事業の実施状況

(3) 事業分野別の事業数

事業分野は年々拡大しており、大使館や病院、空港、さらには刑務所にまで及んでいる。

内閣府が公表している類型別でみると、「教育と文化（学校・図書館・美術館・ホール等）」、「健康と環境（病院・斎場・浄化槽等）」、「生活と福祉」のいわゆる社会インフラと呼ばれる分野に属するものが全体の過半（54%）を占めている。

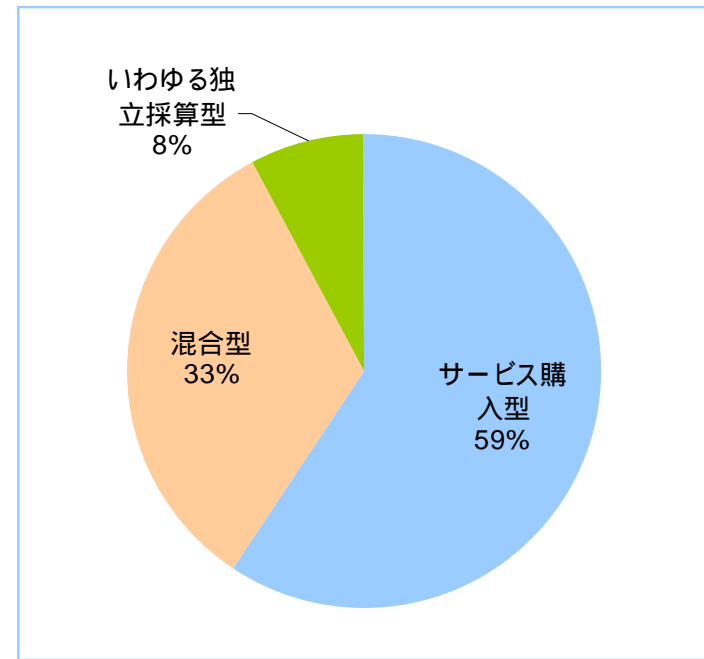
事業分野別事業数の割合（平成17年度末時点）



(4) 事業類型別の事業数

サービス購入型が136件と全体の59%を占めている。年度ごとの増加数も多く、平成13年度以降毎年25～30件程度増加している。

事業類型別事業数の割合（平成17年度末時点）



2 - 1 P F I 事業の実施状況

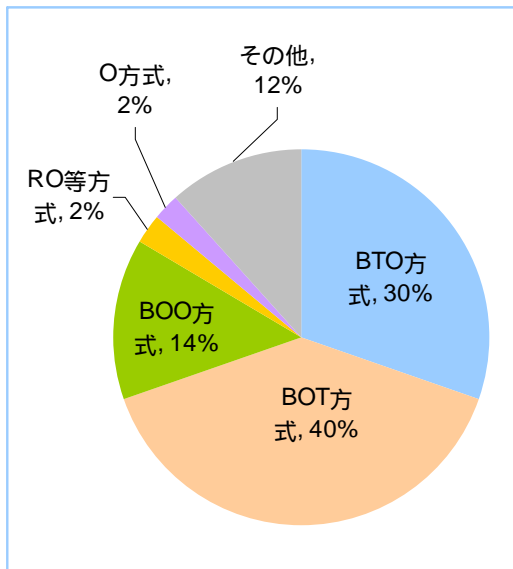
(5) 施設の所有形態別の事業数

平成13年度末時点ではBOT方式を採用する事業がBTO方式より多かったが、以降BTO方式が急激に増加したことで、平成17年度末時点ではBTO方式が過半を占め、BOT方式の3倍以上の事業数となっている。

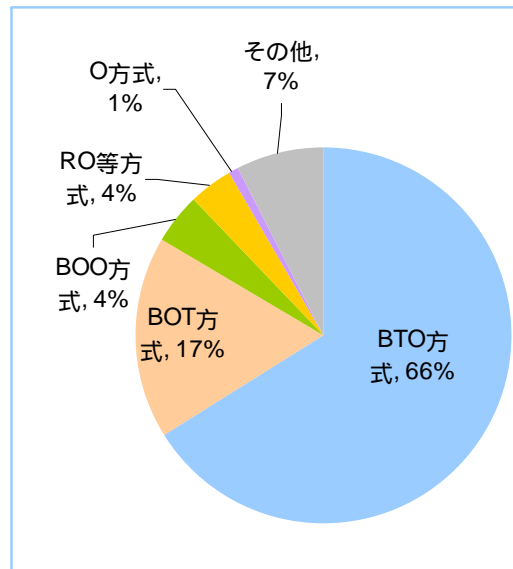
事業実施主体（公共施設等の管理者等）別にみると、国等においては87%の事業でBTO方式が採用されており、地方公共団体の76%より多い。また、事業分野別にみると、「庁舎と宿舎」や「あんしん」の分野でBTO方式を採用する割合が高くなっている。

施設の所有形態別事業数の割合の比較

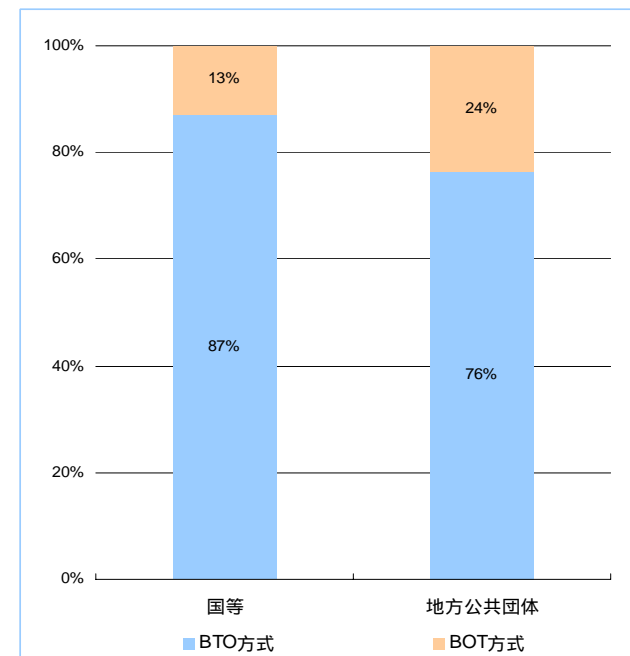
平成13年度末時点（累計）



平成17年度末時点（累計）



事業実施主体（公共施設等の管理者等）別施設の所有形態の割合



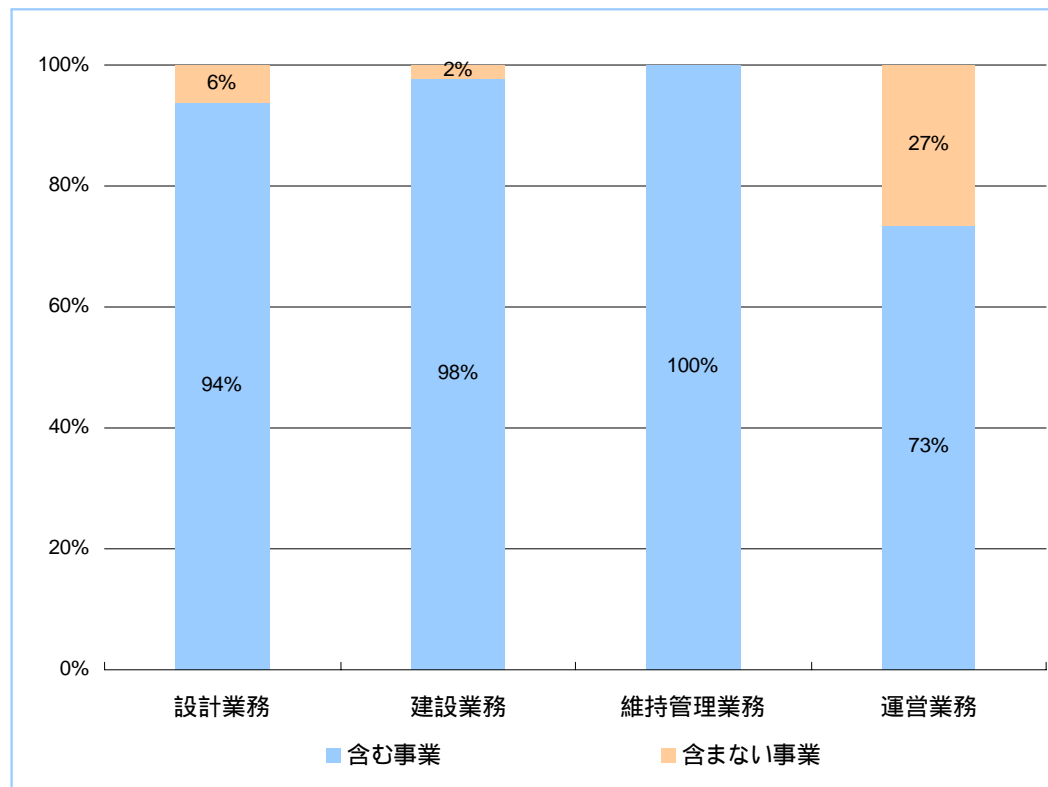
2 - 1 P F I 事業の実施状況

(6) 事業の範囲別の事業数

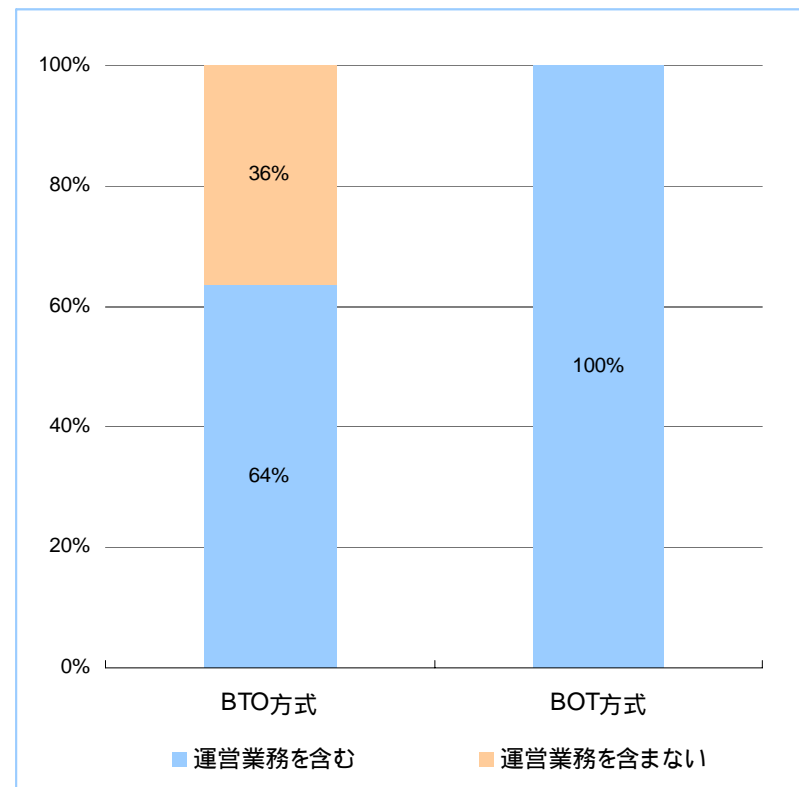
維持管理業務については230事業すべてで選定事業者の業務範囲とされているが、運営業務を選定事業者の業務範囲としている事業は、全体の73%に留まっている。

施設の所有形態別に運営業務の有無をみると、BOT方式ではすべての事業に含まれている一方、BTO方式では、運営業務を含む割合は64%である。

各業務を含む・含まない事業数の割合



施設の所有形態別運営業務の有無の割合



2 - 1 P F I 事業の実施状況

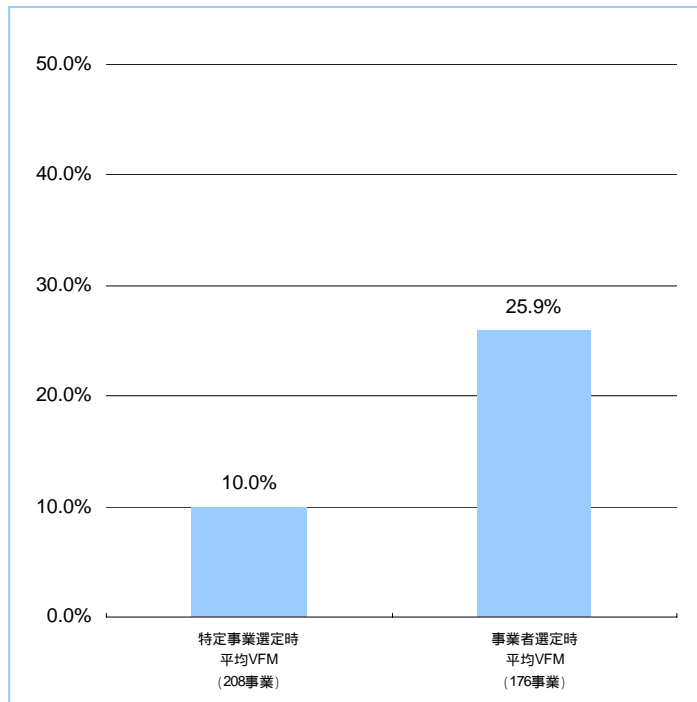
(7) P F I手法の導入による効果

ア 定量的効果

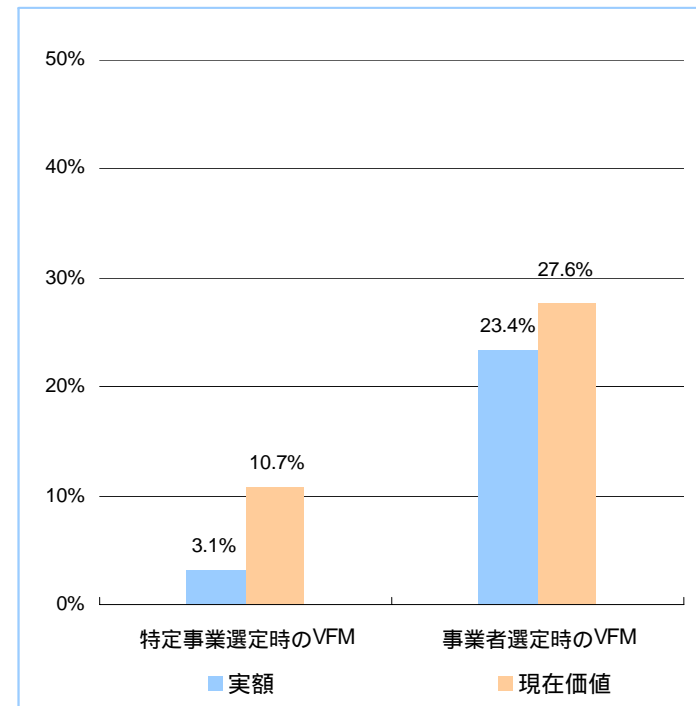
公表資料に基づき、現在価値ベースでのV F Mについて調査した結果、特定事業選定時のV F M（平均）は10%であった。また、事業者選定時V F M（平均）は25.9%であり、特定事業選定時より事業者選定時の方がV F Mが大きい結果となった。

アンケート調査の結果、事業者選定時においては、現在価値に換算する前の実額ベースでも、換算後とそれほどかわらないV F Mがあることが明らかとなった。

特定事業選定時及び事業者選定時におけるV F M（現在価値ベース）



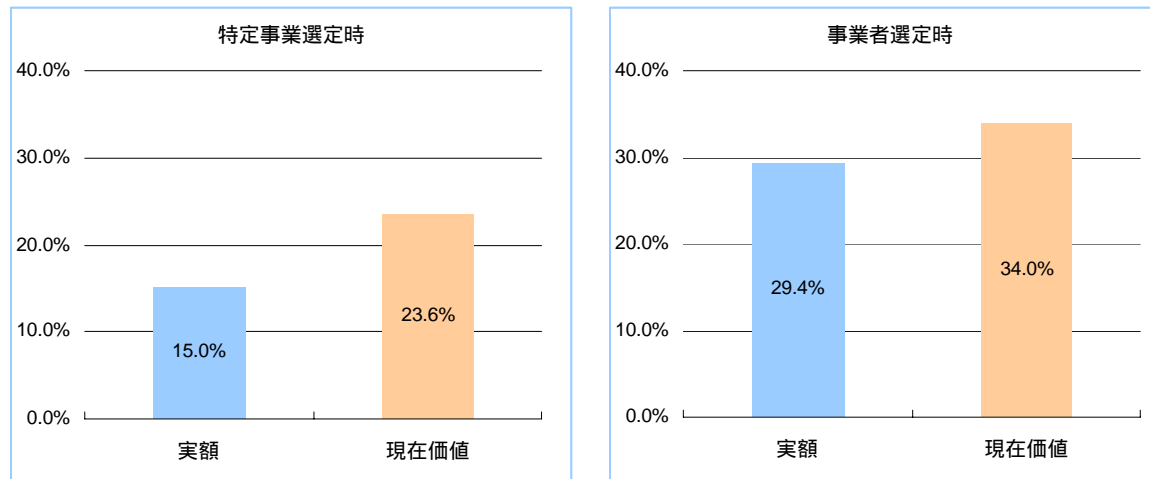
実額と現在価値ベースの平均V F Mの比較



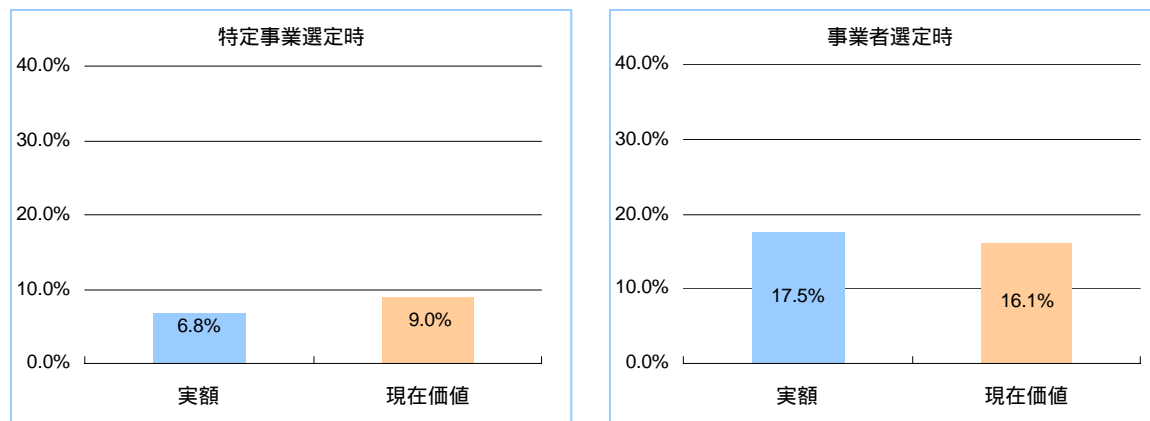
2 - 1 P F I 事業の実施状況

アンケート調査の結果によれば、維持管理・運営費よりも設計・建設費で大きなV F Mがでていることも明らかとなった。

設計・建設費における特定事業選定時及び事業者選定時のV F M



維持管理・運営費における特定事業選定時及び事業者選定時のV F M

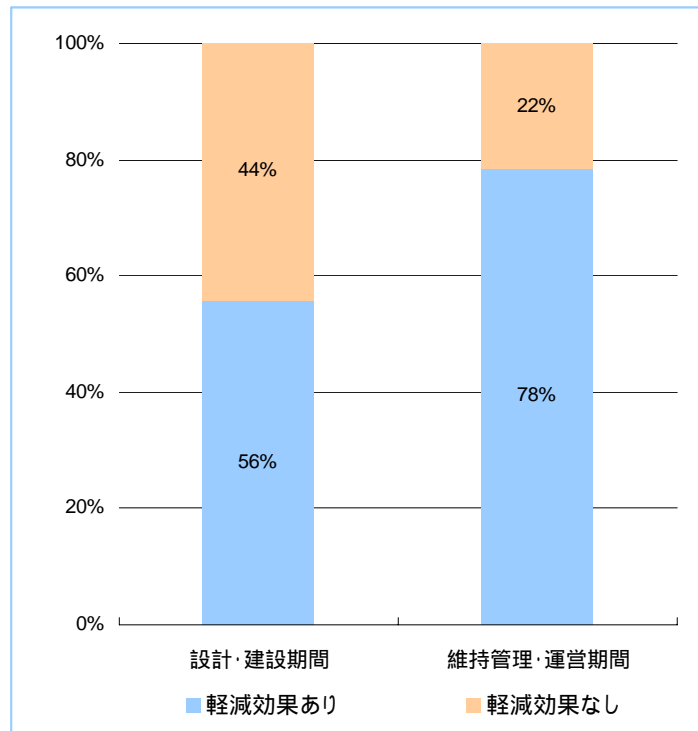


2 - 1 P F I 事業の実施状況

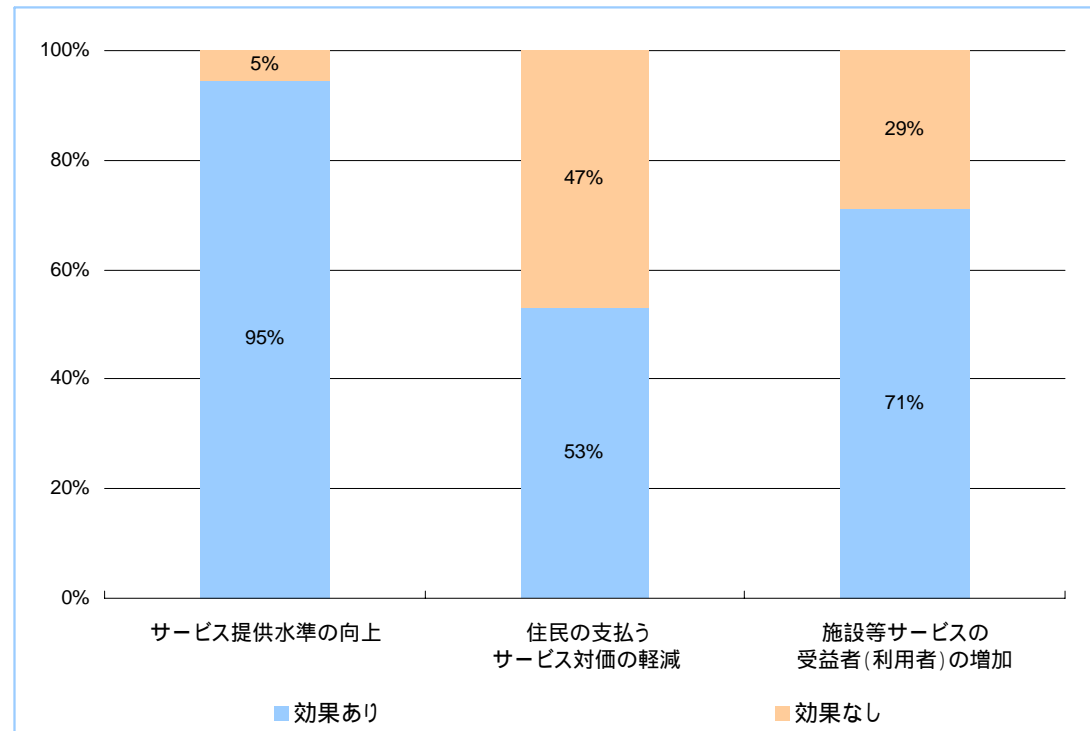
イ 定性的効果（事業実施主体（公共施設等の管理者等）の認知度）

アンケート調査の結果によれば、PFI導入により、「公共側の事務負担軽減」、「サービス提供水準の向上」、「住民の支払うサービス対価の軽減」、「施設等サービス受益者（利用者）の増加」のすべてにおいて、効果があったとの意見が半数を超えており、定性的な側面における事業実施主体（公共施設等の管理者等）の満足度も良好であることが明らかになった。

公共側の事務負担軽減の認知度



サービス提供水準の向上等の認知度

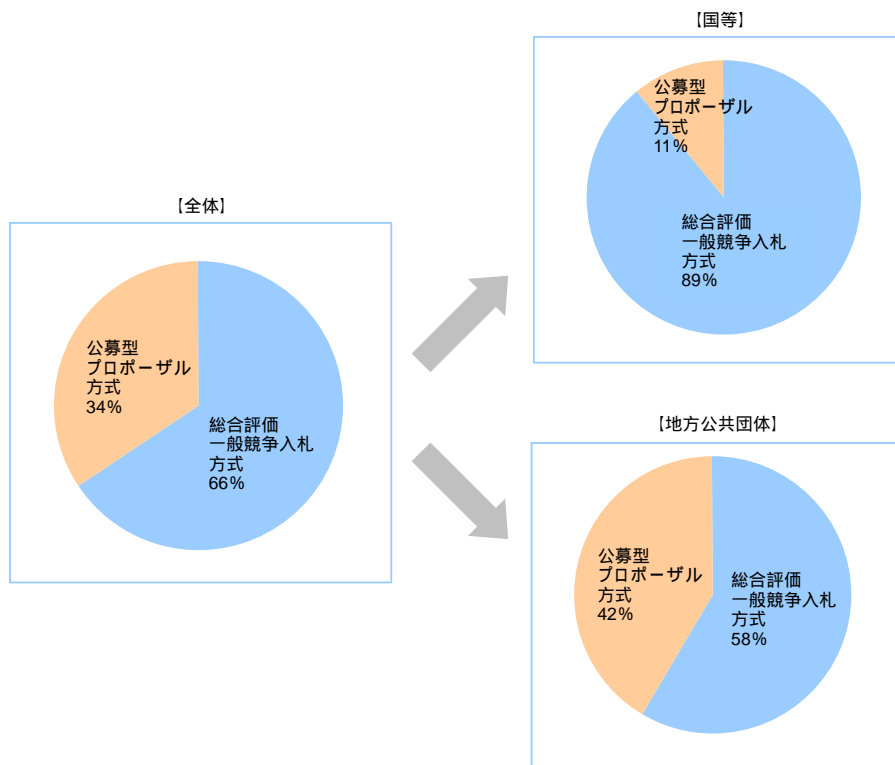


2 - 1 P F I 事業の実施状況

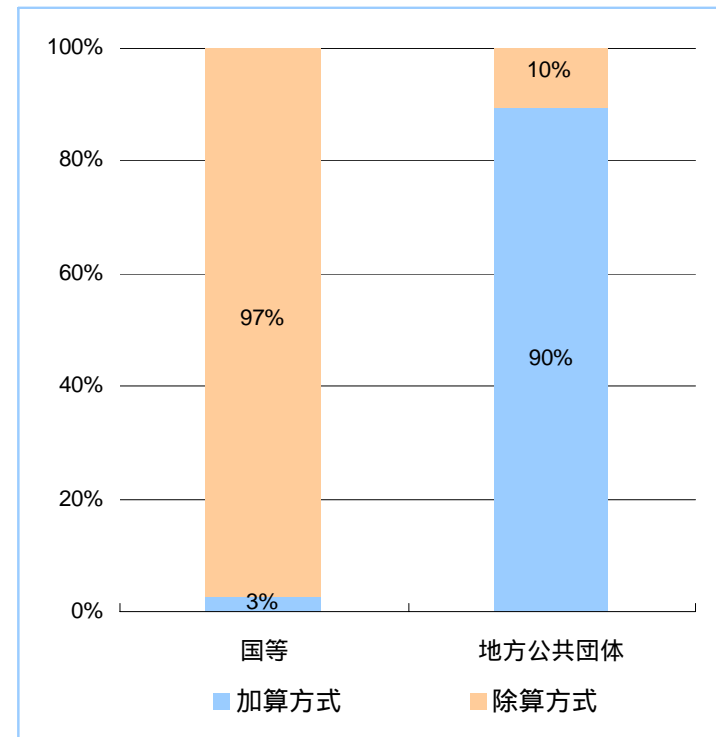
(8) 事業者選定方式

195事業のうち128事業(66%)において「総合評価一般競争入札方式」が採用されている。
 国等においては、総合評価一般競争入札が89%を占めるが、地方公共団体は公募型プロポーザル方式が42%を占めている。
 価格だけでなくその他の条件を総合的に勘案する方式の場合、その評価の方法として加算方式と除算方式があるが、国等では除算方式が大半を占めるのに対し、地方公共団体では加算方式が大半を占めている。

事業者選定方式別割合



事業実施主体（公共施設等の管理者等）別
加算方式・除算方式の割合



2 - 2 P F I手法の導入事例

我が国のP F I事業の中でも特色のある案件について、事業実施主体（公共施設等の管理者等）にヒアリングを行った。その結果、選定事業者の創意工夫等により、公共部門の財政支出の削減や、サービスの質の向上等が実現されていることが明らかになった。

紹介事例	特色
美祢社会復帰促進センター整備・運営事業	特区制度を活用した我が国初の刑務所P F I事業
中央合同庁舎第7号館整備等事業	官民が一体となった国内最大級規模のP F I事業
四日市市立小中学校施設整備事業	4校の改築・改修をまとめて行うバンドリング型P F I事業
近代美術館特定事業（神奈川県）	我が国初の美術館P F I事業
京都御池中学校・複合施設整備等事業	中学校と地域住民向け施設の複合整備P F I事業
近江八幡市民病院整備運営事業	我が国の病院P F I事業のリーディングケース
八尾市立病院維持管理・運営事業	施設整備を伴わない運営業務を中心とした病院P F I事業

様々な面で民間事業者のノウハウが活用され、サービスの向上や業務の効率的運用が実現

- ・ I Cタグを利用した刑務所の警備方法（美祢社会復帰センター整備・運営事業）
- ・ 予防保全の観点からなされる適切な修繕（近代美術館特定事業）

公共施設の新たな整備や運営が導入

- ・ 公共施設と民間収益施設の合築（中央合同庁舎第7号館整備等事業）
- ・ 複数の学校の改築・改修をまとめて実施（四日市市立小中学校施設整備事業）

民間との連携を通じた行政職員の意識改革の促進

- ・ 委託者と受託者の立場を超えた公共と民間の協調体制の導入（八尾市立病院維持管理・運営事業）

3 - 1 我が国のPFIの課題

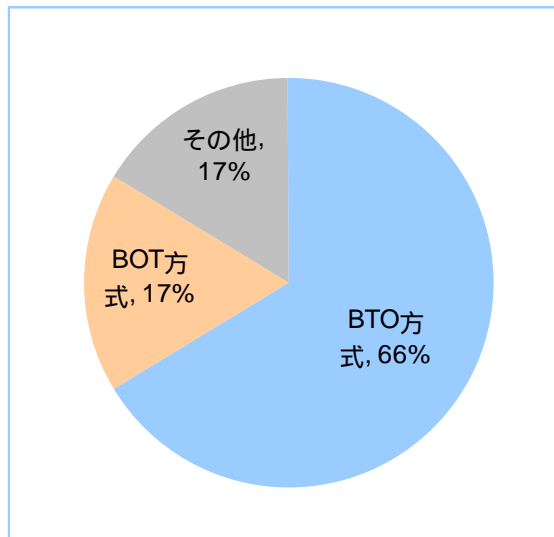
我が国のPFI事業に特有な構造

着実に進捗しているPFI事業であるが、BOT方式を採用することが一般的である英国等とは異なり、BTO方式が全体の過半を超えるという我が国特有の構造が明らかになりつつある。

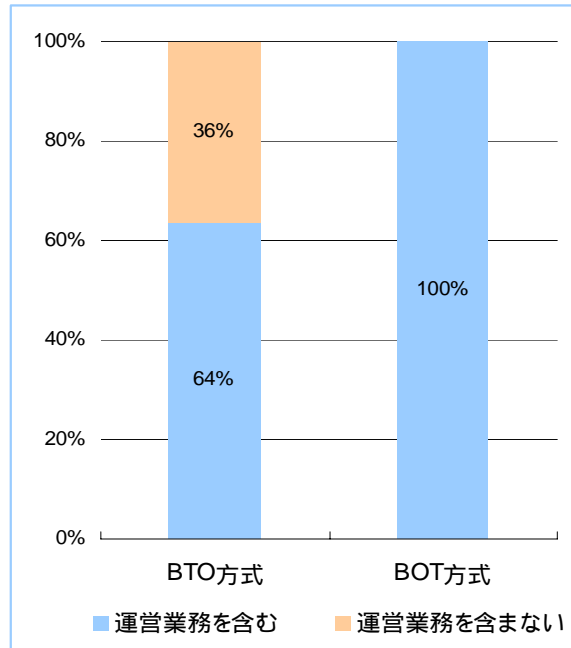
我が国特有の構造が顕著になるに連れ、選定事業者の業務範囲に運営業務や大規模修繕業務を含まない事業数の増加などの事象がみられるようになった。

この要因としては、様々なものが考えられるが、PFIに係わる我が国の税制・補助制度等も大きな要因のひとつと考えられる。

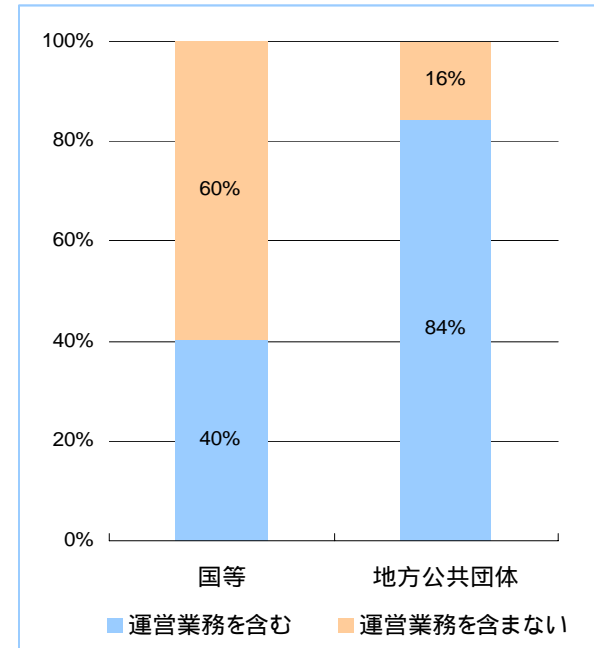
施設の所有形態別事業数の割合
(H17年度末)



施設の所有形態別運営業務の有無の割合



事業実施主体（公共施設等の管理者等）別運営業務の有無の割合

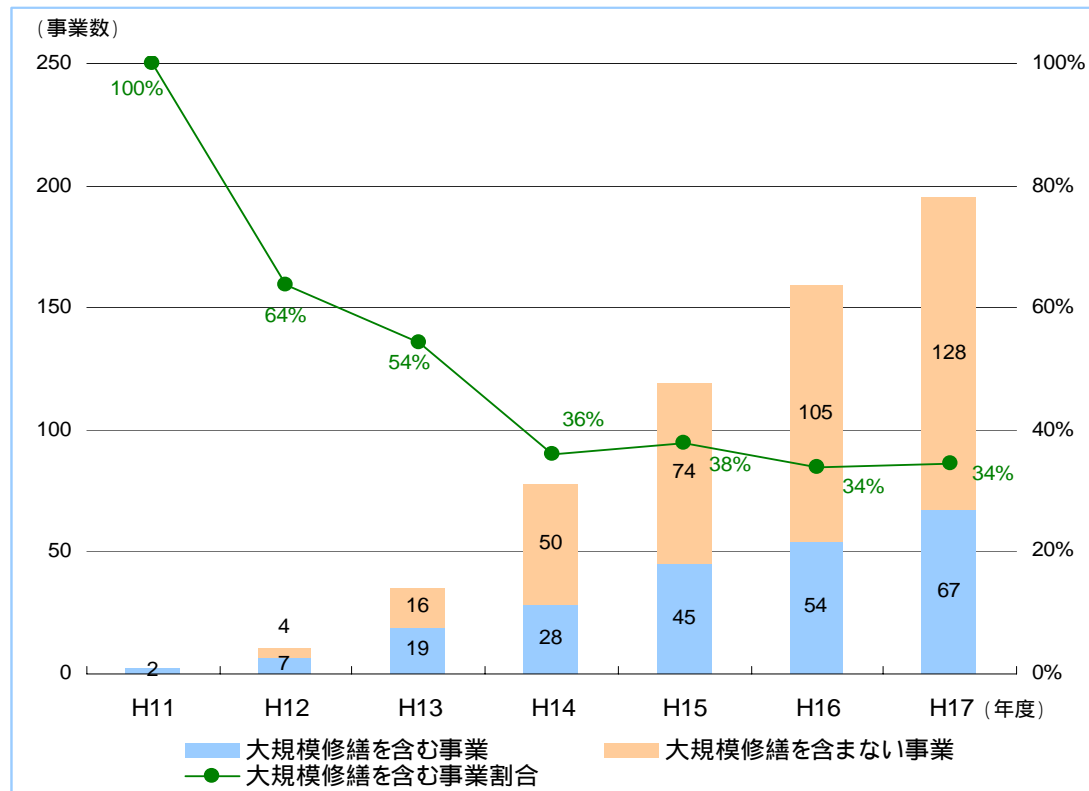


3 - 1 我が国のPFIの課題

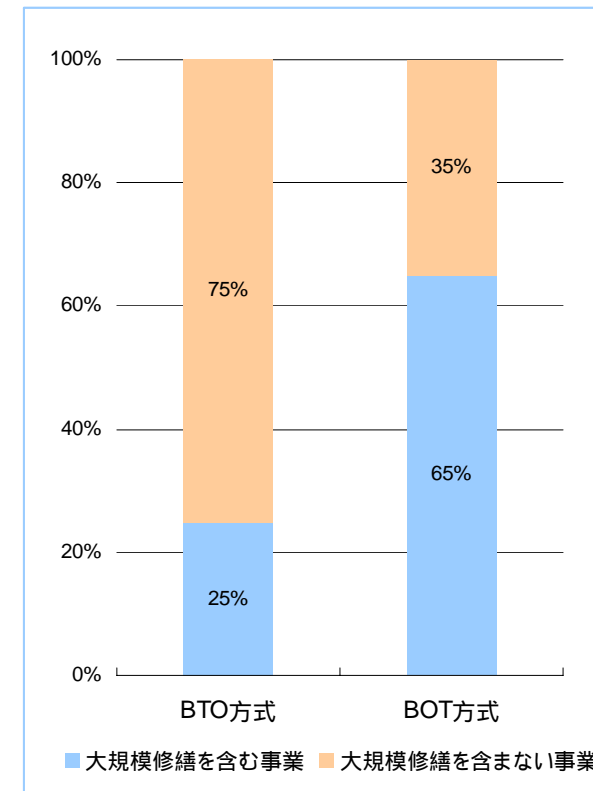
(大規模修繕業務の有無)

大規模修繕業務を選定事業者の業務範囲に含めることは事業のライフサイクルコストの低減につながるが、BTO方式の増加につれて、大規模修繕を含む事業の全事業に占める比率が低減している(34%)。特に、BOT方式で大規模修繕を含む事業の比率は65%である一方、BTO方式における比率は25%という低い水準にある。

大規模修繕業務を含む事業数(累計)と全事業数に占める割合



施設の所有形態別大規模修繕業務の有無の割合



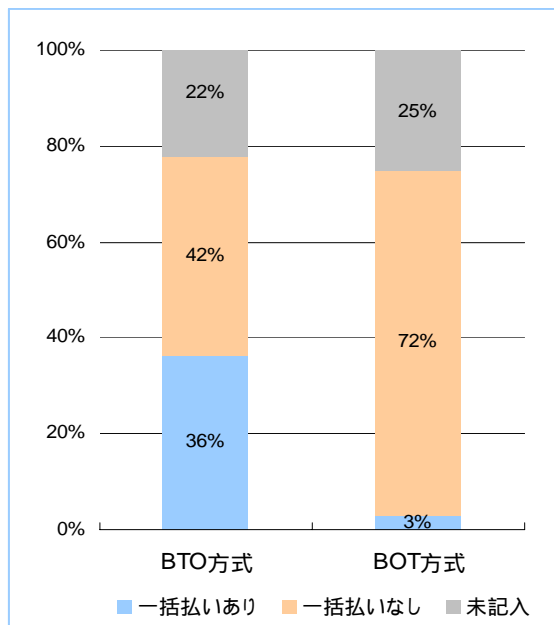
3 - 1 我が国のPFIの課題

(初期投資額の一括支払いの有無)

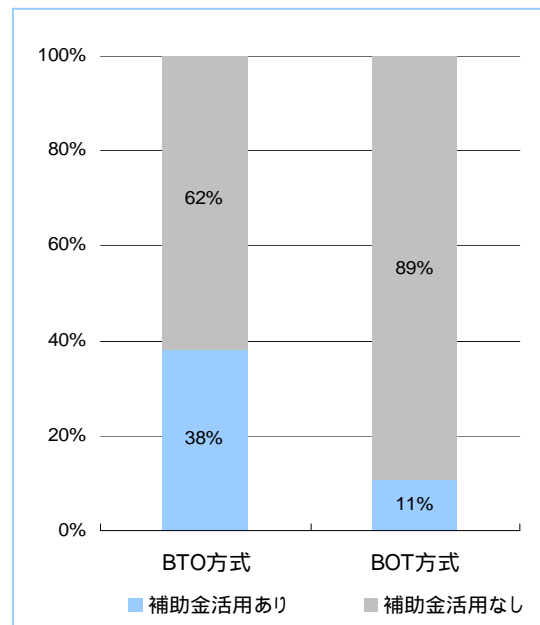
BTO方式の場合、BOT方式と比較して施設の建設が完了した段階で建設費について一括払いされる事例が多い。これはBTO方式の場合、BOT方式と比較して国庫補助金が交付されている事例が多いことと何らかの関係があると考えられる。

アンケート結果によれば、一括支払いのある方式と、一括支払いのないいわば平準化支払い方式とを現在価値ベースで比較した場合、BOT方式で一般的な平準化支払い方式のVFMの方が大きくなることが明らかとなった。

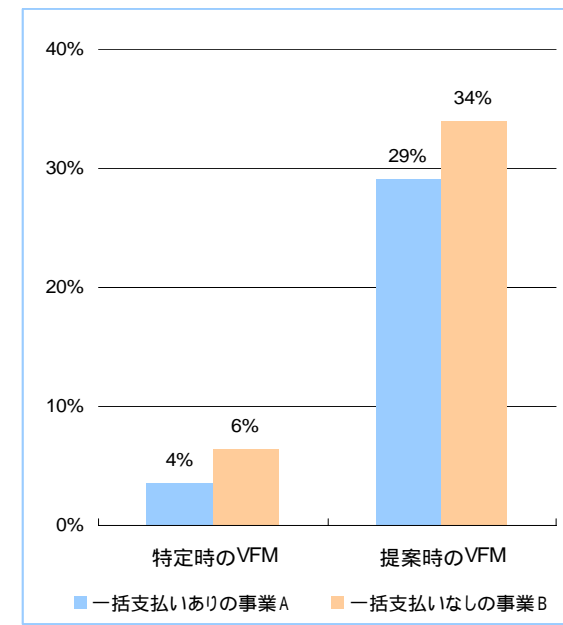
施設の所有形態別初期投資額の一括支払いの有無の割合



施設の所有形態別補助金活用の有無の割合

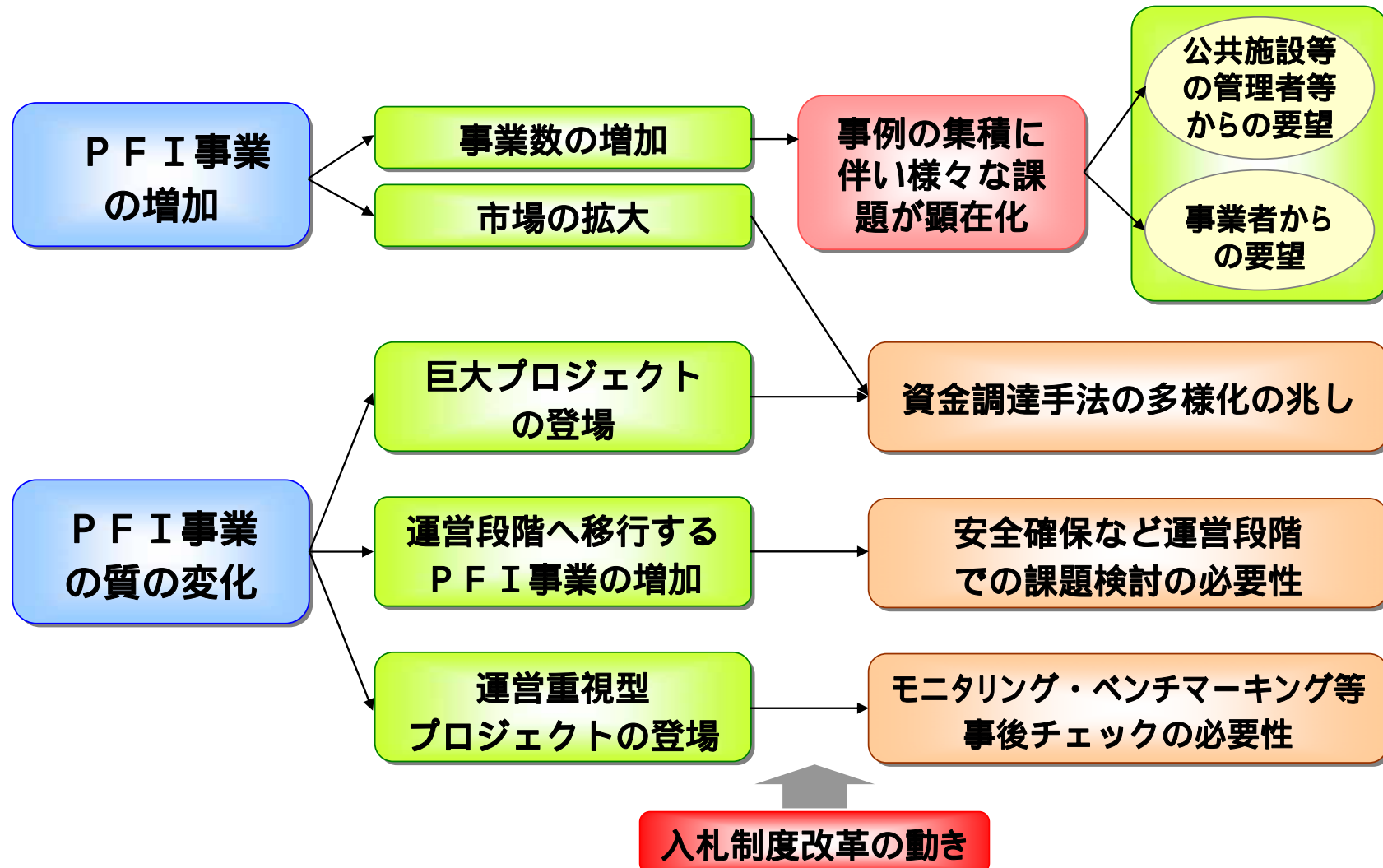


一括支払いの有無とVFMの関係例 (現在価値ベース)



3 - 2 事業の進捗に伴う課題の発生

PFI法施行後7年を経て事業が進捗してきたことに伴い、様々な課題が発生している。



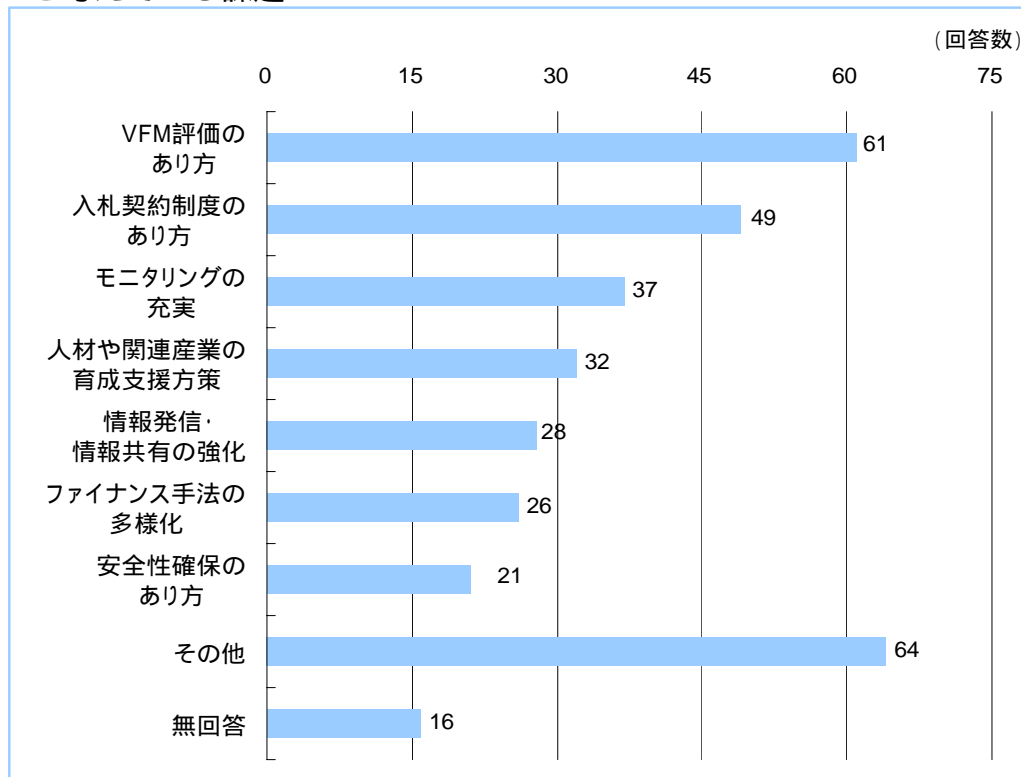
3 - 2 事業の進捗に伴う課題の発生

(1) PFI事業の増加に伴う動き、課題

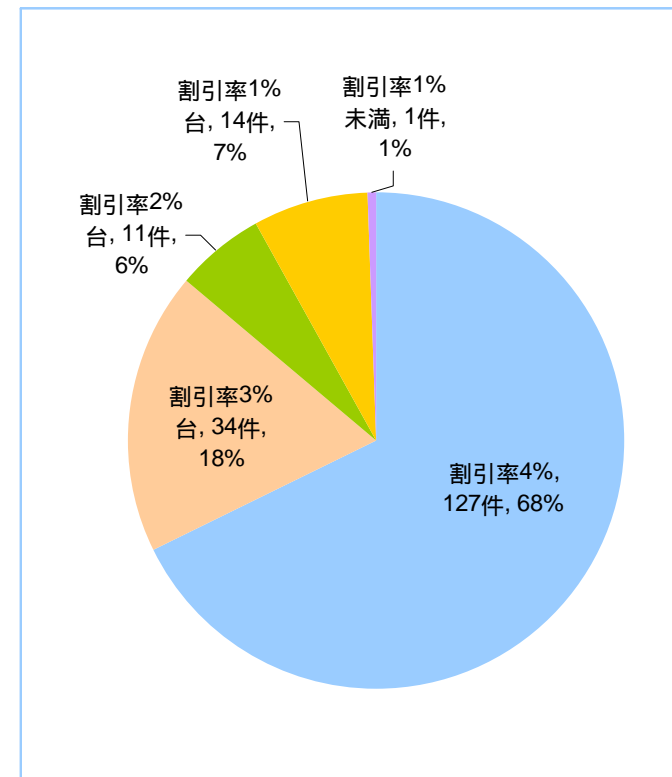
事業数の増加により具体の事例が集積し、様々な課題が顕在化しつつある状況を背景に、事業実施主体（公共施設等の管理者等）、民間事業者（経済界）双方から様々な要望が出されている。

事業実施主体（公共施設等の管理者等）側からは、VFMの算定条件の統一等の要望や実務的な資料の提供の要望がなされている。民間事業者側からは、入札契約制度等について、多段階選抜・入札前協議の検討、総合評価のあり方等選定過程の透明性確保等についての要望がなされている。

事業実施主体（公共施設等の管理者等）が国で検討すべきと考えている課題



VFM算定時の割引率の設定状況のばらつきの割合



3 - 2 事業の進捗に伴う課題の発生

(2) PFI事業の質の変化に伴う動き、課題

ア 大規模プロジェクトの増加に伴う資金調達方法の多様化

近年、数千億円単位の事業規模の事業の出現に伴い、事業資金調達手法にも多様化の動きが見られる。

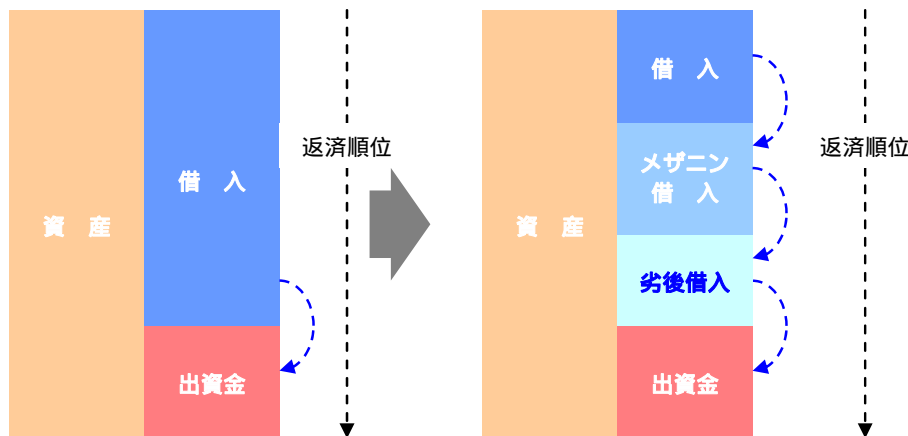
英国では、PFIの導入当初より、債券発行による初期投資費用の資金調達が行われており、巨大プロジェクトに必要とされる資金を債券発行により調達する手法が確立されている。

我が国においても、プロジェクトファイナンスによる資金調達における優先・劣後借入等の仕組みの導入や、複数の金融機関等が参画し、協調融資団を組成するシンジケートローンの形態が採られる事例も増えつつある。さらに、信託スキームを活用し、融資債券の流動化を前提としたファイナンススキームが採られた事例も出るなど資金調達手法が多様化しつつある。

優先劣後構造

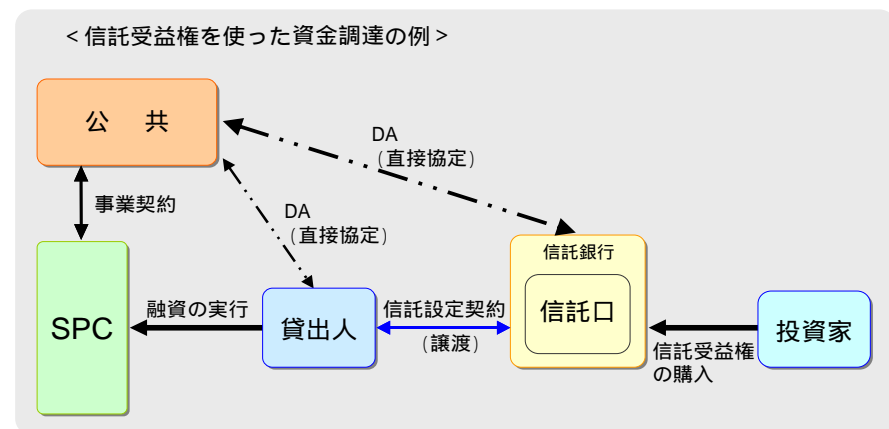
優先劣後構造を取らない場合

優先劣後構造を取る場合



信託受益権を使った資金調達

< 信託受益権を使った資金調達の例 >



3 - 2 事業の進捗に伴う課題の発生

イ 運営重視型プロジェクトの増加

病院や刑務所のように施設の運営が複雑な運営重視型の事業の出現に伴い、施設の建設と維持管理から構成される従来型プロジェクトでは想定されなかった様々な課題について対応が迫られている。

このうちの一つに、運営段階に入り、当初想定していた運営と技術革新等により効率化されたその時点での市場で一般的に行われる運営との乖離をどのように埋めていくかという課題がある。

“ P F I : strengthening long-term partnerships ”（英国財務省 2006年3月）では、このような公共の要求が頻繁に変更されたり、前提条件が変わるようなサービスについては、P F I 契約に含めるかどうかにつき、もう少し厳格に、本当にそれにより便益が増加するかどうかのチェックが必要であると提言している。

ウ 事業のほぼ半数が運営段階に移行したことに伴う新たな課題

安全性の確保

仙台市「スポパーク松森」に係るPFI事業において、屋内プールの天井が落下し、けが人が出る事故が発生した。仙台市においては、今後の安全性確保の観点から「PFI方式による公共サービスの安全性確保に関する検討委員会」を設置、報告書を公表した。今後、運営段階に移行するPFI事業が増加する中、この検討の成果も十分に踏まえた、具体的な方策を早急に示していく必要がある。

事業のモニタリングのあり方

一昨年、福岡市が発注者であるPFI事業が経営破綻した。現在、事業は新SPCにより継続実施されているが、福岡市が公表した報告書によれば、これは関係者がPFI事業におけるそれぞれの役割を適切に果たさなかったこと等が問題点であるとされており、今後このような事例を教訓にしながら、モニタリングの具体的なあり方について検討していく必要がある。

3 - 2 事業の進捗に伴う課題の発生

(3) 入札契約制度改革の動き

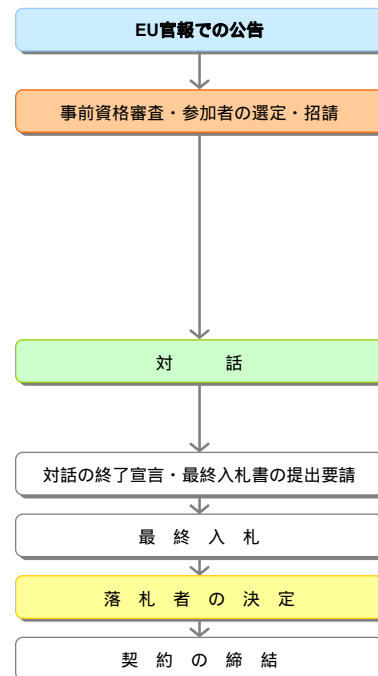
PFI事業における入札契約制度については、発注者・受注者双方より、発注者と入札参加者の双方向のコミュニケーションを前提とした交渉方式および多段階選抜（審査）の必要性が指摘されており、公共工事における議論で示されている大きな潮流を踏まえた今後の方向性を検討していく必要がある。

また、欧州においては、競争的対話方式を内容としたEU指令が制定されたところであり、これら国際的動向や我が国で現行法制度のもとで既になされている実例等も視野にいれて検討していく必要がある。

- 対話を取り入れた事例 -

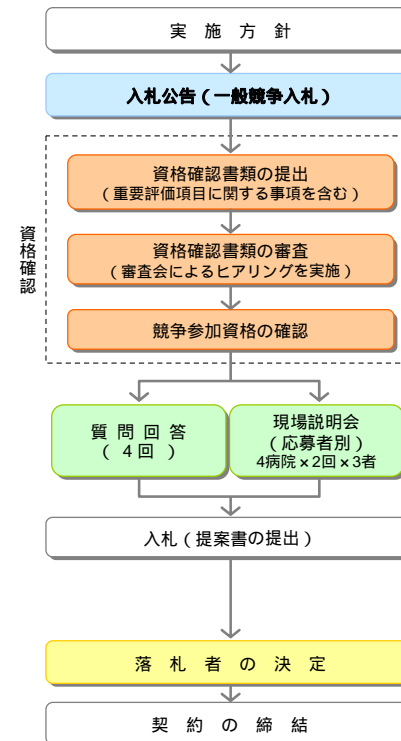
法制度の枠組みで対話を担保している例

EUにおける競争的対話方式



我が国の現行法制度のもとで対話的な手法を導入した事例

多摩広域基幹病院(仮称)及び小児総合医療センター(仮称)整備等事業



3 - 2 今後に向けて

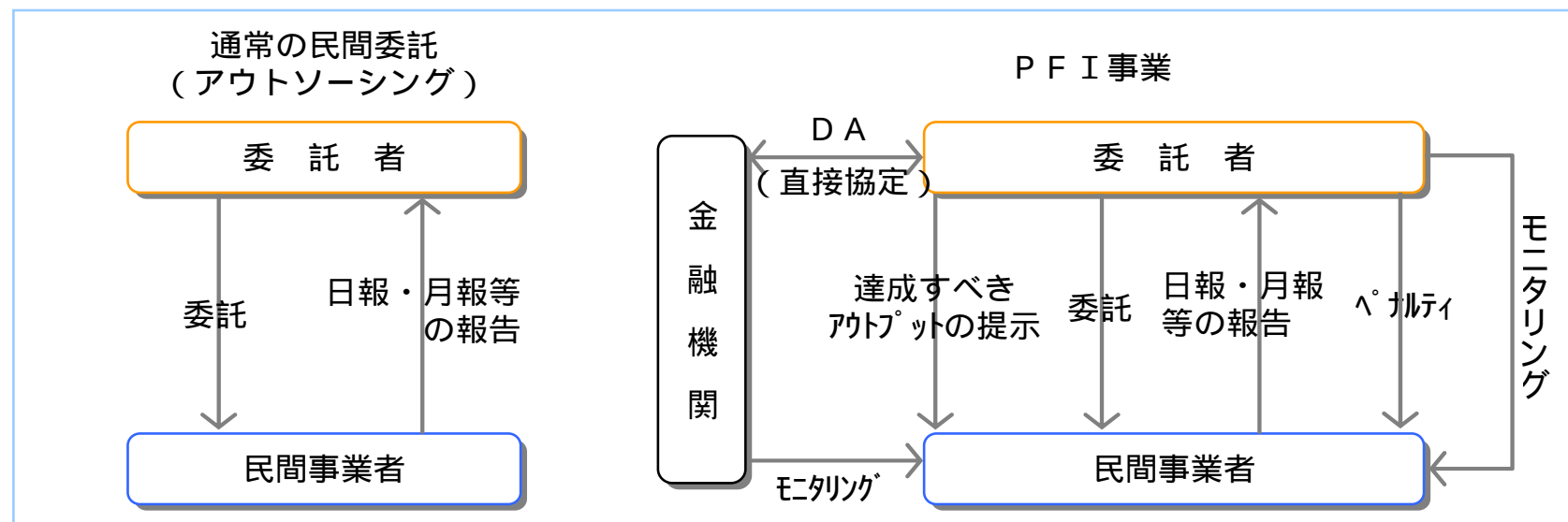
(1) 改築更新、維持管理需要の増大への対応

我が国では、今後、高度成長期に整備された大量の資本ストックが更新時期を迎え、維持管理投資や更新投資額が急増することが見込まれる。

これら改築更新、維持管理需要の増大に対して、官民の適切な連携がその本質であるPFIは、今後の効率的、効果的な社会資本の改築更新、維持管理を行う上で参考になる点が多い。

PFIに携わるすべての関係者が、このような問題意識を共有して事業の遂行にあたる必要があると考えられる。

通常の民間委託とPFI事業の仕組み

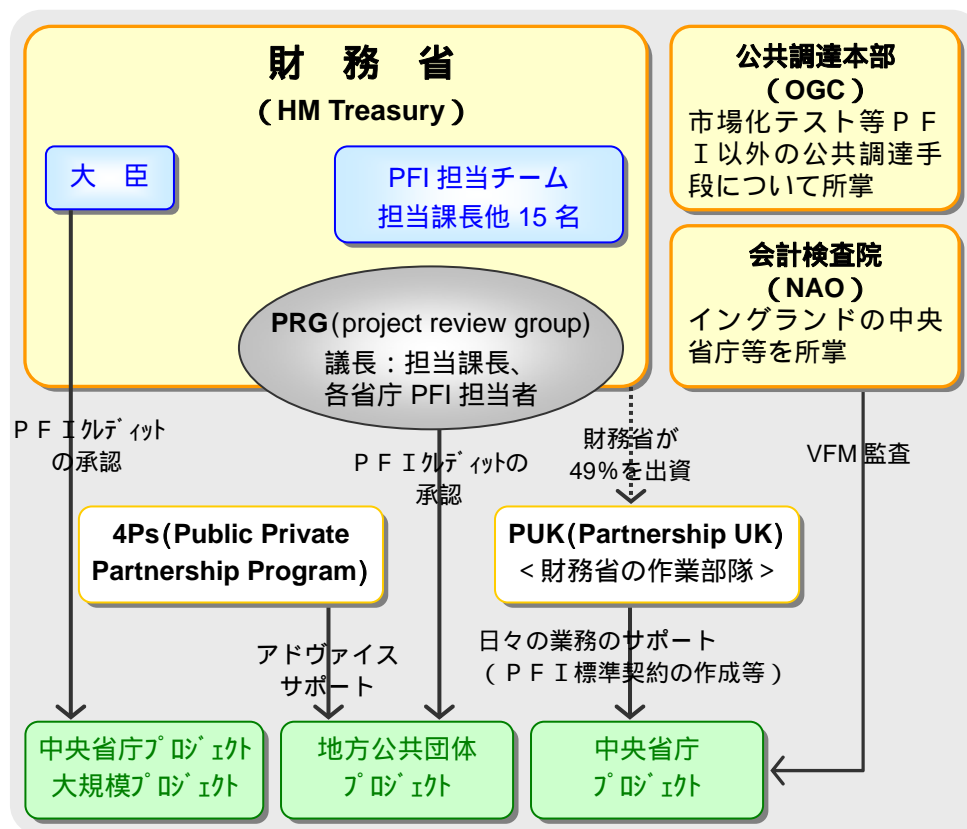


3 - 2 今後に向けて

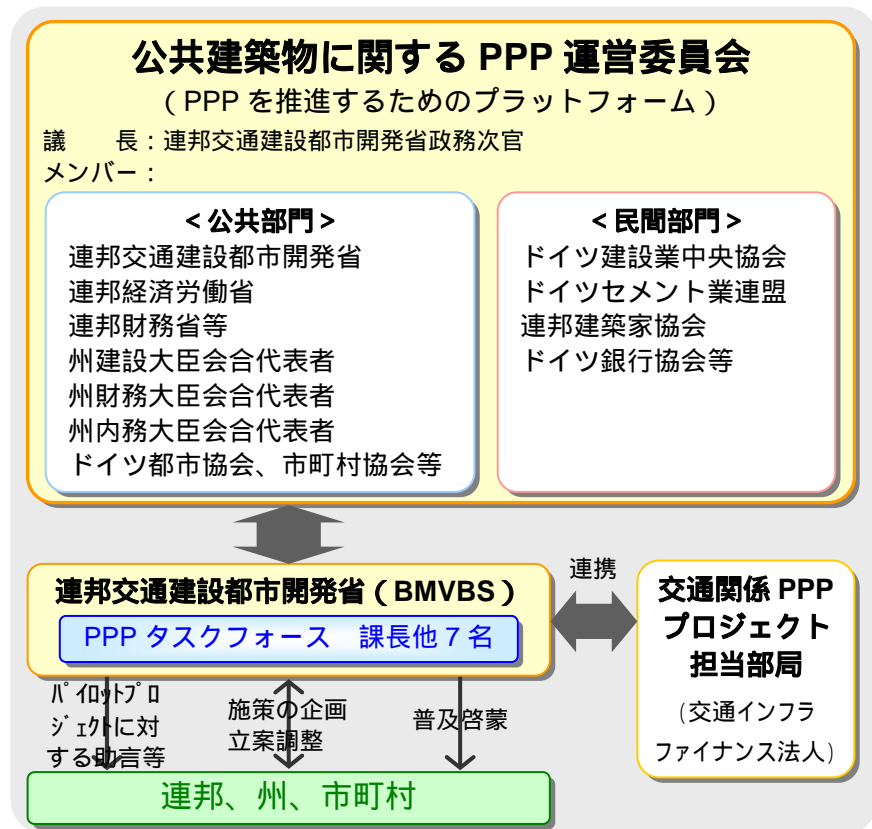
(2) 地方分権等の動きに則した対応

各国のPPP / PFI推進体制はその国の制度などに適合したものが導入されている。我が国では、地方分権の推進や道州制の導入検討が行われているが、諸外国との情報交換も行いながら、これら制度改革も視野に入れて、今後のPFIの推進体制等の検討が必要である。

英国のPPP / PFI推進体制



ドイツのPPP / PFI推進体制



3 - 2 今後に向けて

	英 国	ド イ ツ
PPP/PFI ユニット	財務省(HM Treasury)に設置されたPFI担当チーム	連邦交通建設都市開発省 (Bundesministerium für Verkehr, Bau und Stadtentwicklung) に 設置されたPPPタスクフォース
構成 メンバー	15名(内半数は民間からの出向)	7名(課長は州政府からの出向)
推進体制 の特徴	国、地方を問わずPPP/PFI事業全体をコントロール することができる中央集権的構造	連邦、州等公共部門と民間部門からなるプラット フォームが存在し、連邦、州、民間がそれぞれ協 力して推進する体制 PPP/PFIユニットは、制度の枠組みの構築が主要 業務
PPP/PFI ユニットの 業務	財務省はPFIクレジット(PPP/PFI事業に関する 補助金)の承認を通じ、国、地方を問わずすべての 事業を把握する立場にあり、すべての債務をコ ントロールすることができる	連邦、州、市町村等公共部門及び民間部門から構 成されるPPP運営委員会(PPPを推進するためのプ ラットフォーム)が存在 連邦交通建設都市開発省に設置されたPPPタスク フォースは、この事務局としての機能の他、連邦 法の制定等制度的な枠組みの構築、州政府等と国 の政策の調整を主に行っており、個別のプロジェ クトに対する財政支援はプロジェクト立ち上がり の際の調査補助のみ
直属の 実施部隊の 有無	約70名から構成されるPUK(Partnership UK)が存 在、PFIクレジットの事前調査、日々の業務のサ ポート等を実施	なし

【 補 注 】

アニュアルレポート及び本概要版本文中、以下の用語については、下記の趣旨で使用しているのご参照されたい。

- 1 公共施設等…………… PFI法第2条第1項に掲げられた施設(設備を含む。)を指す。
- 2 実施方針…………… PFI法第5条に基づき、公共施設等の管理者等が特定事業の選定及び民間事業者の選定にあたって策定・公表が求められている特定事業の実施に関する方針を指す。
- 3 事業実施主体…………… PFI法第2条第3項の公共施設等の管理者等と同義である。
- 4 国等…………… 国及びPFI事業を実施した特殊法人、独立行政法人、国立大学法人等を指す。
- 5 市区町村…………… PFI事業においては、東京都特別区も事業実施主体となり得るため、市町村に東京都特別区を加えたものを市区町村と呼称している。
- 6 特定事業の選定…………… PFI法第6条に基づき、基本方針及び実施方針に基づき、実施することが適切であると認める特定事業を選定することを指す。
- 7 事業契約…………… 基本方針三の2に掲げる協定等と同義である。
- 8 いわゆる独立採算型…………… 選定事業者が自ら調達した資金により施設の設計・建設・維持管理・運営を行い、そのコストが利用料金収入などの受益者からの支払いにより回収される類型を指す。
- 9 混合型…………… 選定事業者のコストが、公共部門から支払われるサービス購入料と、利用料金収入等の受益者からの支払いの双方により回収される類型を指す。VFMに関するガイドラインで示されている「いわゆるジョイント・ベンチャー型」と同義。
- 10 PPP/PFI…………… 我が国でいうPFIの手法を含めた官民連携のスキームを、国際的にはPPPと呼称するのが一般的である。なお、本アニュアルレポートでは、他国の制度と併せて我が国の制度を論ずる3-2-2でPPP/PFIという呼称を用いている。
- 11 PFI事業…………… 本アニュアルレポートでは、法制度や事業の枠組み等広くPFI全体を指す場合にPFIという呼称を用い、事業の実態等現に実施されている事業の側面に重点をおいて説明する場合はPFI事業という呼称を用いている。